



りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 11 月 3 日

りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

RESONA

【シンガポール駐在員事務所】

「マレーシアの 2012 年度税制改正について」

10 月 7 日、ナジブ首相兼財務相は、下院議会で 2012 年度(2012 年 1-12 月)政府予算案を国会に提出するとともに、税制改正案を発表した。今回の税制改正は、近く想定される総選挙を視野に、公務員の昇給及び年金受給額の引き上げや低所得世帯向けの補助金支給など国民の生活コスト上昇に配慮した内容となった。一方、税収確保のために注目された物品・サービス税(GST)の導入については言及を避けた。主な税制改正内容は下記の通り。

	内 容	施 行 日
ビ ジ ネ ス 関 連	① 【観光業の支援】 これまで東マレーシアのサバ・サラワク両州で実施している下記の税制優遇策を、マレー半島部に新規で高級ホテル(4~5 つ星)開発をする事業者にも適用拡大。 ・パイオニア・ステータスを申請することができる。パイオニア・ステータス認定企業は、5 年間にわたり、課税所得の 70%が免税となる。 ・もしくは、投資税額控除(ITA)を申請することができる。ITA 認定企業は、支出された適格資本支出(Qualifying Capital Expenditure)の 60%について投資税額控除が得られる。ただし、各年度の控除限度額は、課税所得の 70%を限度とする。	2011 年 10 月 8 日 ~ 2013 年 12 月 31 日
	② 【エコカーの免税延長】 2011 年 12 月末で受付期間が終了するハイブリッド自動車(HV)と電気自動車(EV)の完成車(CBU)についての輸入関税及び物品税 100%免除の税制優遇策を 2013 年 12 月末まで延長する。現行の完成車輸入関税は、アセアン域内からの場合は 5%、アセアン域外が 30%。物品税はアセアン域内外同じく 60~105%となる。	2012 年 1 月 1 日 ~ 2013 年 12 月 31 日
	③ 【資金管理センターの促進】 多国籍企業の財務管理センター(TMC)の設置には、下記の税制優遇を適用する。 ・所定のサービス及び利子等の収入について、5 年間にわたり、課税所得の 70%が免税。 ・国外借入の支払利息の源泉徴収税を課税免除。 ・ローンや役員サービスの契約にかかる印紙税を免除。	2011 年 10 月 8 日 ~ 2016 年 12 月 31 日
	④ 【税制優遇策の見直し】 船舶会社の国際運輸関連所得について、課税所得を 100%免除していたが、免税幅を 70%に引き下げる。	2012 賦課年度
	⑤ 【サービス業の自由化拡大】 予算案・税制改正案の発表においてサービス業の自由化拡大にも言及。 ・外資 100%出資が民間医療サービス、会計・税務、法務、教育、通信サービス等の特定分野において認められた。	2012 年に段階的に
共 通	① 【賃金コストの上昇】 月給 5,000 リンギ以下の従業員については、雇用者の従業員積立基金(EPF)拠出率が月給の 12%から 13%へ引き上げられる。被雇用者の拠出率は 11%に据置く。	未定
	② 【不動産過熱防止策の見直し】 不動産売買における不動産譲渡益税(RPGT)に関しては、取得後 2 年内の譲渡の場合企業・個人・外国人とも一律 10%に引き上げられる。3~5 年目は 5%、6 年目以降は 0%。現行は、5 年目まで一律 5%を課税。ただ、夫婦間と親子・孫 3 代間の贈与、国民または永住権保有者による生涯初の住宅不動産の譲渡については非課税とする減免策は引き続き適用。	2012 年 1 月 1 日
個 人 関 連	① 【公共サービスの改善】 A) 公務員の賃金を 80 リンギ~320 リンギ引き上げ。 B) 定年退職した元公務員の恩給額を 2%引き上げる。 C) 公務員の定年退職年齢を 58 歳から 60 歳に引き上げる。	A) 2012 年年初 B) 2013 年 C) 未定
	② 【インフラ対策と国民福祉の一環】 A) 月収 3,000 リンギ以下の世帯に 1 世帯当たり 500 リンギの一時補助金を支給。 B) 2011 年 8 月に続いて、公務員に月給の半月分または 500 リンギの多い方の特別ボーナスを支給。 C) 60 歳以上の高齢者は公立病院における医療にかかる外来登録料の支払を免除。また、軽量鉄道(LRT)とモノレールの乗車料金を 50%割引する。	A) 未定 B) 2011 年 12 月 C) 2012 年 1 月 1 日

以上

【出所: "The 2012 Budget Speech" Ministry of Finance Malaysia、新聞記事等】

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室

(東京) 電話 03-6704-2723

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
* 禁断転載